

町社協運営助成金交付要項

1 目的

この要項は、地域福祉活動助成事業実施要綱に基づき、住民にとって身近な生活圏である自治会（町）単位で、住民同士による交流・見守り・支え合い活動を実践する組織である町社協に対し、前橋市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）が、継続的に活動が運営できるように支援を行うことを目的とする。

2 財源

地域歳末たすけあい募金及び前橋市補助金を財源とし、予算の範囲内で町社協の運営費を補助する。

3 助成要件

町社協設立届出書を市社協会長あてに提出していることとする。

4 助成金額

（1）運営費

事業を実施する前年度の地域歳末たすけあい募金の戸別募金総額に対し、各自治会の募金額の比率を算出し、予算額に各自治会の募金比率を乗じた金額を助成する。なお、助成金額については、100円未満は切り捨てるものとする。

（2）設立助成金

町社協を設立・運営する事業費として、設立した各町社協に対して、1回限り交付する。なお、財源については、群馬県共同募金会の市社協への再配分財源を活用する。

算出方法については、次に掲げるとおりとし、均等割りと世帯割りの金額を合算した額を交付する。

①均等割り：1自治会あたり50,000円とする。

②世帯割り：1世帯あたり120円とし、各自治会の世帯数を乗じた金額とする。

（3）高齢者ふれあい・いきいきサロン（以下、「高齢者サロン」という）助成金

高齢者サロンを開催している自治会の町社協には、1サロンあたり15,000円を加算する。

2 高齢者サロンの助成要件は、別に定める、サロン・見守り活動助成金交付要項に記載のとおりとする。

（4）運営費（追加助成）

市社協は、予算の状況その他必要と認める場合において、追加助成を行うことができる。追加助成に必要な事項は、別に定める。

5 助成金の使途

町社協の運営並びに活動に必要な経費に限定する。

(1) 町社協の活動として対象となる活動は次に掲げるとおりとする。

- ①交流活動 ふれあい・いきいきサロン等
- ②見守り活動 見守り会議、見守りマップ及び連絡経路作成等
- ③支え合い活動 生活上の困りごとを支援する活動等
- ④各種団体が実施する地域福祉活動を支援する活動
- ⑤その他、地域福祉を推進する活動

(2) 助成金の使途として対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

- ① 消耗品費 活動における材料代、事務用品代等
- ② 飲食費 会議にかかるお茶代、サロンの茶菓子代、訪問時の手土産代等
- ③ 通信運搬費 携帯電話利用料、切手代、郵送代等
- ④ 印刷製本費 資料・広報等の印刷費、コピー代等
- ⑤ 賃借料 施設使用料、パソコンリース料等
- ⑥ 車輦費 ガソリン代
- ⑦ 水道光熱費 事務所等の電気、ガス、水道代等
- ⑧ 研修会費 講師謝礼金、活動者への謝礼金等
- ⑨ 保険料 ボランティア活動保険料、その他活動にかかる保険料等
- ⑩ 備品費 デジカメ、その他活動に必要な備品等
- ⑪ その他 各種団体への助成金等

(3) 助成金の使途として対象外となる経費は次に掲げるとおりとする。

- ①福祉活動以外の経費
- ②飲酒をともなう会食費
- ③慰安旅行などの経費

6 助成申請手続き

助成金の交付を受ける場合は、別紙様式第1号、第2号に所定事項を記入し、市社協会長に申請するものとする。

2 設立助成金の申請手続きについては、町社協設立届出書の提出をもって完了したとする。

7 助成の決定及び交付

市社協会長は、助成金交付申請書を受理したときは、その事業内容を確認の上、助成金額を決定し、助成金交付決定を通知するものとする。

8 実績報告

当該年度の事業が完了した後、次年度の助成金交付申請書の提出と合わせて、事業報告書及び決算書を揃えて市社協会長に報告するものとする。

9 助成金の返還

当該年度に助成金の交付を受けた町社協で、助成金に残金が生じた場合にも、市社協会長は返還を求めないものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

追加助成に必要な事項

1 助成金追加交付の趣旨

地域福祉ニーズの多様化や地域課題の複雑化を踏まえ、町社協が主体となり、先進的かつ意欲的に地域福祉活動に取り組む事例を支援するため、町社協運営助成金交付要項第4条第4号に基づき、必要に応じて追加助成を行う。

本加算は、財源を特定せず、予算の状況に応じて実施するものとし、町社協の創意工夫による地域福祉活動の充実を図ることを目的とする。

2 助成要件

次の各号のすべてを満たす町社協を、追加助成の対象とする。

なお、本加算の対象となる取り組みは、**町社協が主体となって企画・運営しているものに限る。**

(1) 申請単位

追加助成の申請は町社協単位とし、該当する活動が複数ある場合は、1つの申請においてまとめて申請することができる。

(2) 取り組み内容

次に掲げる項目のうち、1つ以上の取り組みを既に実施している、又は当該年度中に実施を予定している。

No	取り組み	助成対象となる取り組み	確認事項
1	多世代交流の取り組み	こどもから高齢者まで、障害の有無にとらわれず参加できる交流事業(地域食堂、世代間交流サロン等)	・特定の世代に限定されていないか ・継続的に(年4回以上)実施されているか
2	住民同士の支え合いの取り組み	困りごとの相談窓口を設置した、住民同士による支え合い活動(買い物支援、ゴミ出し支援等)	単発ではなく継続的な仕組みとして機能しているか
3	高頻度な居場所づくりの取り組み	週1回以上開催されるサロン活動や居場所開放	参加者を限定せず、周知の行き届いた開かれた活動となっているか
4	地域の特色を活かした独自の取り組み	地域課題に合わせた独自の工夫をした取り組み	地域福祉の推進を図る、住民に定着した取り組みか

※各項目の具体的な判断基準は、別途定める「町社協活動確認シート」に基づき、市社協地区担当者が確認を行う。

(3) 活動の状況の確認

市社協地区担当者が行う活動状況の調査に協力するものとする。
なお、当該内容は、追加助成の適否を判断する材料とする。

(4) 活動周知への協力

市社協が実施する活動報告会や広報資料の作成等において、活動事例の提供や発表に協力するものとする。

3 助成金額

追加助成額は、次に掲げる区分ごとに 1 項目あたり 15,000 円 とする。

- 多世代交流の取り組み
- 住民同士の支え合いの取り組み
- 高頻度な居場所づくりの取り組み
- 地域の特色を活かした独自の取り組み

複数の取り組みを実施している場合は、重複して申請することができるものとする。ただし、1 町社協あたりの加算上限額は 45,000 円とする。

4 助成申請手続き

追加助成を希望する町社協は、町社協運営助成金申請時に、追加助成の希望有無を申告するものとする。追加助成の対象となった町社協は、市社協が指定する様式により、所定の期日までに市社協会長へ申請を行うものとする。

5 助成の決定及び交付

市社協会長は、申請内容及び聞き取り結果を踏まえ、追加助成の可否及び助成金額を決定し、助成金交付決定を通知するものとする。

なお、申請内容が助成要件に適合しないと認められる場合は、助成額を減額、又は追加助成を行わないことができる。

また、予算の状況その他やむを得ない事情により、助成要件に該当する場合であっても、追加助成を行わないことがある。

6 実績報告

当該年度の事業完了後、町社協は、追加助成の対象となった取り組み内容を含む活動報告書を作成し、市社協会長に提出するものとする。

7 助成金の返還

当該年度に追加助成を受けた町社協において、助成金に残額が生じた場合であっても、市社協会長は返還を求めないものとする。